

議案第三〇号

大学教育費増大資金の利子補給に関する各条例の制定はつりて  
大学教育費増大資金の利子補給に関する各条例を別紙のよりに  
制定するものとす

昭和三十七年三月十日提出

三朝町長 坂出雅也

昭和三十七年三月十七日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



## 大学教育奨学資金の利子補給に関する条例

### (目的)

第一条 この条例は三朝町農業協同組合（以下「農協」という）が優秀な人材養成のため学資金の貸付けを行う場合において、その利子の一部を町が補給し、利子負担の軽減を図るとともに、学資金の融通を円滑にするための措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする

### (定義)

第二条 この条例で「学資金」とは農協が、組合員に対して、組合員若しくは、その子弟が全日制の官公私立大学等（夜間部短期大学及び工業専門学校を含む）に於て教育を受けるために必要な学費を貸付ける資金をいう

2、この条例で「利子補給金」とは、農協が学資金に必要な資金を組合員に貸付けた資金の利子に対する補給金をいう

### (利子補給金の交付基準)

第三条 町は農協が組合員若しくはその子弟で、官公私立大学等（夜間部短期大学及び工業専門学校を含む）に在学し、身体強健、品行方正で、進学能力を有し、向学に燃え、且つ学費の支弁が困難な組合員に学資金を貸付けた場合において、当該組合員に対して農協を通じて利子補給金を交付する

2、前項の利子補給金の額は、当該利子補給の対象となつた融資額について利率年三分以

内で計算した額とする

(貸付限度)

第四条 奨協が組合員に対して貸付ける学資金の限度は、二十人以内で、一人当り年額六万円以内とする

(利率)

第五条 奨協が組合員に対して貸付ける学資金の利率は、年九分五厘以内とする  
(償還方法)

第六条 学資金の償還方法は奨協が定める

(利子補給金の総額)

第七条 町が支弁する利子補給金の総額は毎年夏予算の範囲内とする

(利子補給金の交付方法)

第八条 利子補給金の交付を受けるための必要な手続きは別に規則で定める

(利子補給金の停止又は返還)

第九条 利子補給金の交付を受けたものが、この条例に違反したときは、町は利子補給金の交付を停止し、又は既に交付した利子補給金の返還を命ずることができる

(補則)

第十条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める

附 則

この条例は公布の日から施行し昭和三十七年四月一日より適用する

利子補給年次表

(単位 円)

年次	1年1人とした場合										累計	1年5人とした場合
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
1	10,836										10,836	54,180
2	10,044	10,836									20,880	104,400
3	9,216	10,044	10,836								30,096	150,480
4	8,364	9,216	10,044	10,836							38,460	192,300
5	7,482	8,364	9,216	10,044	10,836						45,942	229,710
6	6,570	7,482	8,364	9,216	10,044	10,836					52,512	262,560
7	5,628	6,570	7,482	8,364	9,216	10,044	10,836				58,140	290,700
8	4,650	5,628	6,570	7,482	8,364	9,216	10,044	10,836			62,790	313,950
9		4,650	5,628	6,570	7,482	8,364	9,216	10,044	10,836		62,790	313,950
10			4,650	5,628	6,570	7,482	8,364	9,216	10,044	10,836	62,790	313,950

1人に対する貸付け総額は240,000円

利子補給率は年3分

1人に対する利子補給総額62,790円

1年25名とした場合の利子補給総額は8年目をピークとして

313,950円